

今後の麻しん対策への取り組み（案）について

【基本方針】

平成25年度からは、改正後の「麻しんに関する特定感染症予防指針」等に基づき麻しん対策に取り組んでいくこととする。

【具体的取組】

1 第1期及び第2期の定期接種の接種目標（95%以上）の達成・維持

- ・ 大阪府は、関係機関の理解、協力を得るため、各種情報提供を行うとともに、広報などによる接種勧奨を行う。
- ・ 市町村は、個別に積極的勧奨を行うとともに、未接種者の保護者に対しては、きめ細かく、繰り返し積極的勧奨を行うよう努める。
また、教育委員会等関係機関と協力し、接種対象者の保護者に対し周知及び啓発の機会を確保する。
- ・ 教育委員会は、就学時健診の個別通知にあわせた勧奨を行うなど市町村担当課と連携・協力のもと接種対象者の保護者への周知及び啓発に努める。
- ・ 保護者は、各関係機関からの情報提供等をもとに麻しんとその予防について理解を深めるとともに、予防接種を受けさせるよう努める。

2 麻しんについての広報啓発

- ・ 大阪府及び市町村は、広く府民に対して、広報誌や各種イベントなどを活用し、麻しんとその予防についての普及啓発を行う。

3 検査診断の実施と保健所への発生届の徹底

- ・ 医療機関は、指針の改正とともに国立感染症研究所が策定した、「医師による麻しん届出ガイドライン」に基づき、24時間以内の届出、全例検査診断の実施、検査診断で麻しんが否定された場合の届出の取り下げを徹底する。
- ・ 保健所は、麻しん発生時には医療機関からの相談を受けるとともに、適切な対応・対策が取れるよう協力する。